

女性の人権と憲法

～政治について話すことも主権の行使です～

「政治について話すことも主権の行使です」と話されている糠塚康江先生をお迎えて、女性の人権に焦点を当て、憲法についてお話しいたします。また、人権意識の高いフランスの選挙制度パリテについても伺います。

2017年7月2日(日) 13:30～15:40

エル・パーク仙台 6F スタジオホール

(仙台市青葉区一番町 4-1-1 141ビル 6F)

東北大学大学院法学研究科 教授 (憲法学)

糠塚 康江 先生



プロフィール

静岡県生まれ。一橋大学院法学研究科博士課程。

法学博士。関東学院大学教授を経て、2013年より現職。

著書 『現代代表制と民主主義』

『パリテの論理—男女共同参画の技法』

『代表制民主主義を再考する—選挙をめぐる三つの問い』編著

憲法 24 条

- (1) 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- (2) 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

参加費 500 円 (当日)

主催 政治を考える女性の会 連絡先 Tel/fax 022-229-0018 (三橋)

Tel/fax 022-248-7930 (佐川)

共催 (公財) せんだい男女共同参画財団

